

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約を次のように定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年12月27日

掛川市長 松井三郎

中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市・組合）

第3条 協議会は、磐田市、掛川市、御前崎市、菊川市及び袋井市森町広域行政組合（以下「関係市等」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係市等の区域（御前崎市が消防事務を受託している牧之原市の合併前の旧相良町の地域を含む。）における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、磐田市福田400番地磐田市福田支所内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員8人をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、磐田市消防長の職にある者をもって充て、副会長は、掛川市消防長の職にある者

をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第8条 委員は、関係市等の消防長の職にある者（会長及び副会長の職にある者を除く。）及び関係市等の消防長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

（職員）

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市等の配分については、関係市等の消防長が協議により定める。

- 2 関係市等の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。
- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、職員の解任を求めることができる。

（事務処理のための組織）

第10条 会長は、会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第12条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第13条 会議は、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した副会長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決すると

ころによる。

- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議で定める。

(担任する事務の管理及び執行の方法等)

第14条 協議会がその担任する事務を関係市等の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、協議会は、当該事務に関する磐田市の条例、規則その他の規程（以下「磐田市の条例等」という。）を関係市等の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 磐田市は、協議会の担任する事務に関する磐田市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ掛川市、御前崎市、菊川市及び袋井市森町広域行政組合と協議しなければならない。

- 3 磐田市長は、協議会の担任する事務に関する磐田市の条例等が制定され、又は改廃された場合は、速やかにその旨を掛川市長、御前崎市長、菊川市長及び袋井市森町広域行政組合管理者並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市等が負担する。

- 2 前項の規定により関係市等が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。
- 3 掛川市、御前崎市、菊川市及び袋井市森町広域行政組合は、前項の規定による負担金を磐田市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市等が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合は、当該管理に関する磐田市の条例等を関係市等の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合において、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、関係市等が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。